（一等陸尉）
川田　繁
阪本　茂
正七位に叙する（各通）
成木　實
従七位に叙する（各通）（以上九月五日）
横田　久義
浅田　泰三
早川芳太郎
（鹿屋体育大学名誉教授）
正四位に叙する（各通）
（三重大学名誉教授）
齋藤　克己
従四位に叙する
従五位に叙する
正六位に叙する（以上九月六日）
正八位
従六位に叙する（各通）（九月七日）
従三位に叙する
渡邊　満
従四位に叙する
鯛　正次郎
正六位に叙する
橋本　安英
従七位に叙する（以上九月九日）

○叙勲

島田　長保
倉本志津夫
柳原　護
藤浪　弘市
旭日単光章を授ける（九月三日）
金子　隆夫
見代　久義
旭日単光章を授ける（各通）（九月四日）
廣田　登年
田中　茂作
平馬　陸義
和田　光正
旭日単光章を授ける（各通）（九月五日）
片貝　良一
（群馬大学名誉教授）
瑞宝中綬章を授ける
志濟　光注
鬼形大三郎
竹内　重夫
早川　淳志
吉田正太郎
瑞宝双光章を授ける（各通）
和泉　數雄
勝間田昌幸
川名　善
田中　由男
横田　久義
浅田　泰三
早川芳太郎
齋藤　克己
菅原　陸郎
長谷　泉一
田原　隆
渡邊　満
鯛　正次郎
橋本　安英
島田　長保
倉本志津夫
柳原　護
藤浪　弘市
片貝　良一
竹内　重夫
吉田正太郎

官庁報告

官庁事項

登録操縦免許証更新講習の登録に関する公示

船舶職員及び小型船舶操縦者法（昭和二十六年法律第百四十九号）第二十三条の二十九の規定により次の操縦免許証更新講習を登録したので、同法第二十三条の三十において準用する第十七条の十五第一号の規定により、公示する。

平成二十四年十月十一日

国土交通大臣臨時代理
国務大臣　郡司　彰

桂　久友
川崎　敏
坂庭登志夫
高橋　一夫
鳥飼　昇一
山本　和弘
（鳥取大学名誉教授）
中村　繼男
秋田　勲
浅野　貢
加藤　宏文
上高原　守
古村　英悦
鈴木　賢一
花岡　文雄
平通　宏行
内田　常雄
込山　和夫
中村　吉和
川田　輝重
（一等陸尉）
川田　繁
久保　正憲
高槻健一郎
成木　實
堀内　通正
山田　肇
田邊　芳昭
油谷　巖
加藤　國重
新井　敏朗
菅原　陸郎
小牧　義彦
谷原　賢一
六角　安光
小西　久俊
林　良三
安部　庸文
栗原　守建
永冶　正實
川原　直昭
佐藤　政澄
大根　義男
長川　伸
大井手俊繁
勝間田昌幸
阪本　茂
橋本　昭巳

皇室事項

行幸啓

天皇皇后両陛下は、地方事情を御視察のため、十月六日午前九時四十五分御出門、山梨県へ行幸啓、午後七時四十一分還幸啓になった。

一　登録年月日　平成二十四年九月十八日
二　登録番号　操更講第六十六号
三　登録操縦免許証更新講習実施機関の氏名　喜屋武　勇
四　住所　沖縄県沖縄市安慶田四ノ十五ノ二十五
五　登録操縦免許証更新講習事務を行う事務所の名称及び所在地
　コザ海事　沖縄県沖縄市安慶田四ノ十五ノ二十五

登録操縦免許証失効再交付講習の登録に関する公示

船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則（昭和二十六年運輸省令第九十一号）第八十四条の二の規定により次の操縦免許証失効再交付講習を登録したので、同規則第八十四条の四において準用する第九条の七の十九第一号の規定により、公示する。

平成二十四年十月十一日

国土交通大臣臨時代理
国務大臣　郡司　彰

一　登録年月日　平成二十四年九月十八日
二　登録番号　操失講第六十六号
三　登録操縦免許証失効再交付講習実施機関の氏名　喜屋武　勇
四　住所　沖縄県沖縄市安慶田四ノ十五ノ二十五
五　登録操縦免許証失効再交付講習事務を行う事務所の名称及び所在地
　コザ海事　沖縄県沖縄市安慶田四ノ十五ノ二十五

登録操縦免許証更新講習の登録事項の変更に関する公示

船舶職員及び小型船舶操縦者法（昭和二十六年法律第百四十九号）第二十三条の三十において準用する同法第十七条の五の規定に基づき、次のとおり登録操縦免許証更新講習実施機関に係る登録事項の変更の届出があったので、同法第二十三条の三十において準用する第十七条の十五第二号の規定により、公示する。

平成二十四年十月十一日

国土交通大臣臨時代理
国務大臣　郡司　彰

一　登録操縦免許証更新講習実施機関の名称及び住所
（変更前）　ひびき海事代理士事務所　大分県中津市大字田尻千百二十七番地一
（変更後）　合同会社ウエストマリン　福岡県久留米市本町十七番十号西田産業第五ビル一階
二　登録操縦免許証更新講習事務を行う事務所の名称及び所在地
（変更前）　マリンライセンス大分　大分県中津市大字田尻千百二十七番地一
（変更後）　合同会社ウエストマリン　福岡県久留米市本町十七番十号西田産業第五ビル一階
三　変更年月日　平成二十四年九月二十二日

登録操縦免許証失効再交付講習の登録事項の変更に関する公示

船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則（昭和二十六年運輸省令第九十一号）第八十四条の四において準用する第九条の七の七の規定に基づき、次のとおり登録操縦免許証失効再交付講習実施機関に係る登録事項の変更の届出があったので、同規則第八十四条の四において準用する第九条の七の十九第二号の規定により、公示する。

平成二十四年十月十一日

国土交通大臣臨時代理
国務大臣　郡司　彰

一　登録操縦免許証失効再交付講習実施機関の名称及び住所
（変更前）　ひびき海事代理士事務所　大分県中津市大字田尻千百二十七番地一
（変更後）　合同会社ウエストマリン　福岡県久留米市本町十七番十号西田産業第五ビル一階
二　登録操縦免許証失効再交付講習事務を行う事務所の名称及び所在地
（変更前）　マリンライセンス大分　大分県中津市大字田尻千百二十七番地一
（変更後）　合同会社ウエストマリン　福岡県久留米市本町十七番十号西田産業第五ビル一階
三　変更年月日　平成二十四年九月二十二日